



希望者全員を65歳まで継続雇用制度の対象とする改正法の「経過措置」について

平成25年4月から、高齢者雇用安定法の改正に基づき、以下の運用が認められます。

現行法に基づき、労使協定により基準を定めている事業主が、直ちに継続雇用を希望する労働者の全員を、65歳まで、雇用確保することが困難な場合、以下の「経過措置」が適用されます。

■ 改正前の高齢者雇用安定法とは？

定年（65歳未満）の定めをしている事業主は、以下のいずれかの措置を講じる必要がありました。

- ① 65歳までの定年制引上げ
- ② 継続雇用制度の導入（対象者の限定可能）
- ③ 定年の定めを廃止

■ 改正後の高齢者雇用安定法とは？

65歳未満の定年の定めをしている事業主は、労働者の雇用が義務となります。

定年後に継続雇用する労働者を、一定の基準により限定する事が出来なくなるため、老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的な引上げに合わせた「経過措置」が設定される事となりました。

※原則は、65歳未満の労働者の雇用義務となりましたが、暫くの間は「経過措置」として、労働者が希望した場合、一定年齢までの雇用が義務とされます。

■ 対象となる事業主とは？

現在、65歳未満の年齢を定年と定め、平成25年3月31日までに労使協定に規定された基準により継続雇用する対象者を限定する事業主

■ 期間及び希望者の年齢層とは？

平成25年4月1日～平成37年3月31日まで（12年を4期に区切り、実施します。）

期間	希望者の雇用義務
平成28年3月31日まで	61歳まで必須
平成31年3月31日まで	62歳まで必須
平成34年3月31日まで	63歳まで必須
平成37年3月31日まで	64歳まで必須

就業規則に関して

① 変更の必要は？

現高齢者雇用安定法に基づき、就業規則に継続雇用制度対象者の基準を定め、労使協定を締結しているが、平成25年4月1日以降、経過措置により基準を利用する場合、就業規則の変更が必要です。

本経過措置は、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について、定める事が認められています。従って、60歳の者は、基準を利用する対象とされておりませんので、その旨を明確化し、就業規則の変更が必要となります。（基準の対象年齢は、3年毎に1歳ずつ引き上げれます。）

② 継続雇用しない事由の定めとは？

本改正により、継続雇用制度の対象者を限定する仕組みが廃止されました。定年時に継続雇用しない特別の事由を設けている場合は、高齢者雇用安定法違反となります。

ただし、就業規則の解雇事由又は退職事由と同じ内容を、継続雇用しない事由として、別に規定する事は可能です。

<記載可能な事由>

試用期間中の解雇等（継続雇用しない事由になじまない事は、認められる。）

<記載不可能な事由>

解雇事由又は退職事由と別の事由（継続雇用しない特別な事由を設ける事は、認められない。）

東京都の特定（産業別）最低賃金の引上げ

平成24年12月31日より東京都の特定（産業別）最低賃金の改正内容が発効となりました。

最低賃金の名称	時間額	引上額
鉄鋼業	852円⇒859円	7円
出版業	838円⇒857円	19円

東京都の特定（産業別）最低賃金として設定されている6業種のうち、東京労働局は、鉄鋼業最低賃金を7円、出版業最低賃金を19円、引き上げる決定をしました。

■ 特定（産業別）最低賃金の適用外の労働者

下記の①、②のいずれに該当する者については、東京都最低賃金が適用されます。現在、東京都最低賃金額は時間額が850円です。

特定（産業別）最低賃金は、東京都内の該当産業の事業場で働く労働者（派遣労働者を含む）に適用されます。従って、雇用形態、性、国籍の区別なく適用されます。

① 鉄鋼業

- ☆ 18歳未満又は65歳以上の者
- ☆ 雇入れ後1年未満の者且つ、技能習得中の者
- ☆ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

② 出版業

- ☆ 18歳未満又は65歳以上の者
- ☆ 雇入れ後1年未満の者且つ、技能習得中の者
- ☆ 次に掲げる業務に主として従事する者
  - ア 清掃又は片付けの業務
  - イ 出版物の梱包、出荷、配送又は返品処理の業務
  - ウ 手作業による書類の改装（主としてカバー、帯、リップの交換又は汚れ落とし）の業務

■ 金額 —最低賃金に算入しない賃金—

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金



SATOコラム

明けまして、おめでとうございます。本年も何卒、宜しくお願い申し上げます。

SATO社会保険労務士法人では、昨年10月、名古屋オフィス、福岡オフィスの新設をさせて頂く事が出来ました。昨年11月には、上海オフィスの新設もさせて頂く事が出来ました。

平素より、皆様の格別のご愛顧を賜り、日本国内7拠点及び海外1拠点の体制を持って、日々の労働社会保険業務に当たらせて頂いております。（本年中には、仙台オフィスの新設もさせて頂く予定でございます。）

厚くお礼申し上げます。誠に有難うございます。

現在、SATO社会保険労務士法人東京オフィスでは、約130名の従業員がおります。

従業員一同、今年も皆様にご満足頂けますよう、日々の労働社会保険業務を行わせて頂きます。誠心誠意、努力させて頂きますので、今後も一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

【発行元】SATO社会保険労務士法人  
東京オフィス 営業グループ

〒170-0005  
東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階  
Tel: (03) 6831-3310